

意見陳述書

2021年1月27日

原告 東山 幸弘（ヒガシヤマ ユキヒロ）

福井県大飯郡高浜町

私は高浜原発から4kmのところに住んでいます。日本は火山列島で、世界の国々の中で地震・津波・火山などの自然災害の多い国の一つです。

少し体を感じる地震にあった時でも、これは大きな地震の前触れではないかと感じ、ましてや家がギシギシと揺れるような時にまず考えるのは「原発は首尾良く停止した」だろうかと不安になります。その後の町内有線放送で「高浜発電所は只今の地震による影響はなく、正常に運転を続けています」と聞くと「どのような大きな地震が来れば止まるのか」不安が増します。

なぜ地震が起こり、火山が噴火するのか、科学的なメカニズムが分かってきたのは戦後生まれの私が小学生の頃、1950年代です。世界地図を見て、アフリカ西海岸の地形と南米ブラジルの東海岸が似たような形をしていることから、太

古の昔はくっついていたのではないだろうか、ということで「大陸は移動する」との仮説から、今日の地震や火山のメカニズム・プレートテクトニクスが明らかになったもので、この科学の歴史は浅く、まだまだこの研究はこれからであり、規模・時期を予想する段階にないことは白明のことだと私は思っています。それゆえ、地震も火山活動も過去に起こったことを調べて関連づけていく以外にありません。

1995年阪神淡路大震災から日本列島は地震の活動期に入ったと言われ、2011年には東日本大震災に見舞われ、フクシマの原発事故が起きました。この事故で教訓とすべきなのは、原発による被害がとてつもないものであるということ、そして、自然現象を甘く見てはいけないということだと思います。現在の科学に限界があることを率直に認め、その限界も踏まえて保守的な評価をしなければ、到底原発が安全などとはいえません。

今回のバックフィット訴訟で対策を求める関西電力高浜原発の火山灰の堆積は、当初10cm以下とされていました。しかし、実はこれは過小評価で、鳥取県大山からほぼ等距離にあたる京都市越畑地区に30cmもの火山灰が堆積している箇所があると指摘されました。

そのため、規制委は2018年12月の規制委員会で、「越焔25cm」と認めましたが、規制委はその前に秘密会議を行って、関電に「不適合」だから「対策をとる」よう改善命令を出さないようにしました。

規制委としては、基準不適合を明確にしない間に、関電が自主的に評価をやり直してくれることを期待していたようですが、関電はその空気すら読めず、再評価の必要なしと突っぱねました。そこで、さすがの規制委も、やむなく2019年6月にバックフィット命令を出さざるをえなくなりました。

しかし、自然現象について、2倍以上の過小評価だったことが明らかであるにもかかわらず、福島第一原発事故などまるでなかったかのように、規制委は稼働停止を命じず、対応完了までの期限も設けませんでした。電力事業者も原子力行政も、反省したポーズをしているだけで、心の裡から反省していないことは明らかで、強い憤りを覚えずにはられません。

「大山は活火山でないからすぐに噴火しない」と言いますが、2014年9月、かつては活火山とされていなかった長野県の御嶽山が突然噴火して、60人以上の死者・行方不明者を出したことは記憶に新しいと思います。科学に限界があることは明らかなのに、科学で何でも分かると思うのは思い上がりで、反知性です。その思い上がり、反知性が福島悲劇を生んだことを、思い出していただきたいと思います。

今年は大雪なようで若狭も北陸の一部で豪雪地帯ではありませんが、数年に一度は1メートルを越す積雪になります。雪の降らない所の家比べ、屋根裏の柱組はびっくりするほど大きな木が使われています。そのような家でも1メートルを越す雪が降ると、夜中、ミシミシという音がして不安で眠ることができなくなります。出入りの戸も硬くなります。火山灰は乾いている時にもそれなりに重いようですが、雨水を含むとさらに重くなり、10センチの灰は1メートルの雪と同じ重さと言います。仮に雪の季節ではなくても、火山灰が20センチも積もれば、ほとんどの家が倒壊するのではないかと心配になります。

また、最近の異常気象、気候変動にも気になります。毎年のように、想定外の大雨や大雪が、日本のどこかで起きています。台風や大雨、積雪と地震・津波・火山などの自然災害が重なれば避難もできません。事故があった時、対応するための原発要員が参集することも困難になり、要員が確保できないと、事故は拡大して致命的なことになりかねません。

火山の噴火は地震・津波と同じように予知できません。予知できない以上「最善の措置をとる」ことが、「万が一でも、再びフクシマの事故」を起こさないよう事業者に命令する国・原子力規制委員会の責任のほうです。

原発立地地元に住む者として、安全に、安心して生活が営めるよう、裁判所
が、この訴訟を早く審議し、本来は当然になされるべき、使用停止を命じる判
決を下して頂けることを願って、私の口頭陳述とします。